

# 議題：第8号

## 甲府市教育委員会事務分掌規則の一部改正について

### 1 改正理由

学校給食費の徴収管理に係る教員の業務負担を軽減することを目的として、令和元年7月、国において「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」が発出された。本市の学校給食費については、当該ガイドラインに基づき、甲府市学校給食費徴収規則等を制定し、令和4年度から学校給食費を公会計制度に移行することから、甲府市教育委員会事務分掌規則（以下「規則」という。）の一部改正を行う。

### 2 主な改正内容

学校給食費の徴収管理に関することを規則に加える。

### 3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

### 4 新旧対照表

別紙

### 5 教育委員会への議題時期

令和4年3月28日臨時教育委員会

# 議題：第8号

甲府市教育委員会事務分掌規則（平成8年教育委員会規則第1号）新旧対照表

改正後（案）			現行		
別表			別表		
室等	課等	分掌事務	室等	課等	分掌事務
教育総室	学事課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校の管理に関する事。</li> <li>(2) 学級編制、通学区域、通学及び転入学に関する事。</li> <li>(3) 教材教具、設備及び備品等に関する事。</li> <li>(4) 入学準備金に関する事。</li> <li>(5) その他学校教育の振興に関する事。</li> <li>(6) 学校の環境衛生及び給食設備等の整備に関する事。</li> <li>(7) 学校給食関係団体に関する事。</li> <li>(8) 学校給食の献立作成及び物資の購入計画に関する事。</li> <li>(9) 学校給食に係る栄養管理及び衛生管理の指導並びに調査及び研修に関する事。</li> <li>(10) 就学援助に関する事。</li> <li>(11) 就学時健康診断の実施に関する事。</li> <li>(12) 健康診断、感染症予防等の指導に関する事。</li> <li>(13) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。</li> <li>(14) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。</li> <li>(15) 学校保健に関する事。</li> <li>(16) 学校保健団体との連絡調整に関する事。</li> <li><b><u>(17) 学校給食費の徴収管理に関する事。</u></b></li> </ul>	教育総室	学事課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校の管理に関する事。</li> <li>(2) 学級編制、通学区域、通学及び転入学に関する事。</li> <li>(3) 教材教具、設備及び備品等に関する事。</li> <li>(4) 入学準備金に関する事。</li> <li>(5) その他学校教育の振興に関する事。</li> <li>(6) 学校の環境衛生及び給食設備等の整備に関する事。</li> <li>(7) 学校給食関係団体に関する事。</li> <li>(8) 学校給食の献立作成及び物資の購入計画に関する事。</li> <li>(9) 学校給食に係る栄養管理及び衛生管理の指導並びに調査及び研修に関する事。</li> <li>(10) 就学援助に関する事。</li> <li>(11) 就学時健康診断の実施に関する事。</li> <li>(12) 健康診断、感染症予防等の指導に関する事。</li> <li>(13) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。</li> <li>(14) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。</li> <li>(15) 学校保健に関する事。</li> <li>(16) 学校保健団体との連絡調整に関する事。</li> <li><b>新設</b></li> </ul>

## 議題：第8号

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月 日

甲府市教育委員会  
教育長

甲府市教育委員会規則第 号

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

甲府市教育委員会事務分掌規則（平成8年3月教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表教育総室、学事課の項に次の1号を加える。

(17) 学校給食費の徴収管理に関すること。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

# 議題：第9号

## 甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部改正について

### 1 改正理由（学事）

#### （1）学校給食に関する事項

令和2年度をもって直営による給食調理業務が終了したこと及び学校給食費の徴収管理に係る教員の業務負担を軽減することを目的として、令和元年7月、国において「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」が発出された。本市の学校給食費については、当該ガイドラインに基づき、甲府市学校給食費徴収規則等を制定し、令和4年度から学校給食費を公会計制度に移行することから、甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部改正を行う。

### 2 主な改正内容

別表第2（第4条関係）部長以下の個別決定事案

学事 8 学校給食に関する事項(4)「調理の流動体制に関すること。」  
を「学校給食費の徴収管理に関すること。」に改める。

### 3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

### 4 新旧対照表

別紙

### 5 教育委員会への議題時期

令和4年3月28日臨時教育委員会

# 議題：第9号

甲府市教育委員会事務局事案決定規程（昭和48年教育委員会規程第1号）新旧対照表

改正後（案）					現行				
別表第2（第4条関係） 部長以下の個別決定事案					別表第2（第4条関係） 部長以下の個別決定事案				
学事					学事				
項目	決定区分			備考	項目	決定区分			備考
	部長	室長	課長			部長	室長	課長	
8 学校給食に関する事項					8 学校給食に関する事項				
（1）給食室備品の整備に関すること。			○		（1）給食室備品の整備に関すること。			○	
（2）学校給食関係団体に関すること。			○		（2）学校給食関係団体に関すること。			○	
（3）学校給食の献立作成及び物資の購入計画に関すること。			○		（3）学校給食の献立作成及び物資の購入計画に関すること。			○	
<u>（4）学校給食費の徴収管理に関すること。</u>			○		<u>（4）調理の流動体制に関すること。</u>			○	

## 議題：第9号

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月 日

甲府市教育委員会  
教育長 數野 保秋

甲府市教育委員会規程第 号

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程

甲府市教育委員会事務局事案決定規程（昭和48年4月教委規程第1号）  
の一部を次のように改正する。

別表第2部長以下の個別決定事案、学事の表を次のように改める。

学事	項目	決定区分			備考
		部長	室長	課長	
1	学校編制に関する事項				
	(1) 児童生徒数の見込み調査に関すること。			○	
	(2) 学級編制認可申請に関すること。			○	
2	通学に関する事項				
	(1) 指定校の変更に関すること。			○	
3	就学に関する事項				
	(1) 就学猶予、免除の許可に関すること。	○			
	(2) 特別支援学校の入学手続に関すること。			○	
	(3) 外国人の入学に関すること。			○	
	(4) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第21条の督促に関すること。	○			

## 議題：第9号

(5) 区域外就学の手続に関する こと。			○	
(6) 就学援助の認定に関する こと。	○			
4 独立行政法人日本スポーツ 振興センター等に関する事項				
(1) 独立行政法人日本スポー ツ振興センターに関するこ と。	重要		軽易	
(2) 全国市長会学校災害賠償 補償保険に関すること。	重要		軽易	
5 学校医、学校歯科医及び学 校薬剤師に関する事項				
(1) 学校医、学校歯科医及び 学校薬剤師に関すること。			○	
6 学校保健に関する事項				
(1) 保健室備品の整備に関す ること。			○	
(2) 学校の環境衛生及び衛生 設備の管理に関すること。			○	
(3) 学校保健関係団体に関す ること。			○	
7 学校保健指導に関する事項				
(1) 就学時健康診断の実施に 関すること。			○	
(2) 健康診断、伝染病予防等 の指導に関すること。			○	
(3) 諸種予防接種検査の指導 に関すること。			○	
(4) 環境衛生の調査、指導に 関すること。			○	
(5) 学校保健に係る研修の実 施に関すること。			○	
(6) 学校保健統計に関するこ と。			○	
8 学校給食に関する事項				
(1) 給食室備品の整備に関す ること。			○	
(2) 学校給食関係団体に関す			○	

## 議題：第9号

ること。				
(3) 学校給食の献立作成及び物資の購入計画に関すること。			○	
(4) 学校給食費の徴収管理に関すること。			○	
9 学校給食指導に関する事項				
(1) 栄養管理指導に関すること。			○	
(2) 給食従事者の衛生管理に関すること。			○	
(3) 学校給食に係る調査及び研修に関すること。			○	
10 入学準備金に関する事項				
(1) 入学準備金の融資に関すること。		○		

### 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。



# 議題：第10号

## 甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部改正について

### 1 改正理由（生涯学習及び歴史文化財）

#### （1）成人式に関する事項

本市の成人式については、令和4年4月1日に施行される民法改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられた後も、当面の間、当該年度に20歳になる方を対象とすることから、甲府市教育委員会事務局事案決定規程（以下「規程」という。）の一部改正を行う。

#### （2）武田氏館跡歴史館の運営管理に関する事項

武田氏館跡歴史館については、平成31年4月に開館し、この間、条例及び規則等に基づき、運営を行ってきたところである。しかし、年々、業務が多様化・複雑化していることから、事案決定区分等を明文化し、事務の効率化を図る必要があるため、規程の一部改正を行う。

また、民俗資料館については、既に使用されていないことから、規程から削除する。

### 2 主な改正内容

別表第2（第4条関係）部長以下の個別決定事案

生涯学習 3 成人式に関する事項（1）「成人該当者調査」を「該当者調査」に改める。

歴史文化財 3 「民俗資料館の運営管理に関する事項」等を「武田氏館跡歴史館の運営管理に関する事項」等に改める。

### 3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

### 4 新旧対照表

別紙

### 5 教育委員会への議題時期

令和4年3月28日臨時教育委員会

# 議題：第10号

甲府市教育委員会事務局事案決定規程（昭和48年教育委員会規程第1号）新旧対照表

改正後（案）					現行				
別表第2（第4条関係） 部長以下の個別決定事案					別表第2（第4条関係） 部長以下の個別決定事案				
生涯学習					生涯学習				
項目	決定区分			備考	項目	決定区分			備考
	部長	室長	課長			部長	室長	課長	
3 成人式に関する事項					3 成人式に関する事項				
(1) <u>    </u> 該当者調査と式典への案内状発送等準備に関すること。			○		(1) <b>成人</b> 該当者調査と式典への案内状発送等準備に関すること。			○	
歴史文化財					歴史文化財				
項目	決定区分			備考	項目	決定区分			備考
	部長	室長	課長			部長	室長	課長	
3 <b>武田氏館跡歴史館</b> の運営管理に関する事項					3 <b>民俗資料館</b> の運営管理に関する事項				
(1) 資料の <b>調査、収集、保存、展示等</b> に関すること。			○		(1) 資料の <b>収集、保存</b> に関すること。			○	
<b><u>(2) 施設のガイド活動に関すること</u></b>			<b>○</b>		<b>新</b>				

## 議題：第10号

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月 日

甲府市教育委員会  
教育長 數野 保秋

甲府市教育委員会規程第 号

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程

甲府市教育委員会事務局事案決定規程（昭和48年4月教委規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2部長以下の個別決定事案、生涯学習及び歴史文化財の表を次のように改める。

生涯学習	項目	決定区分			備考
		部長	室長	課長	
1	生涯学習の推進に関する事項				
	(1) 生涯学習の推進に関すること。	重要		輕易	
	(2) 関係諸団体との連絡調整に関すること。	同上		同上	
2	社会教育委員に関する事項				
	(1) 社会教育委員の会議の庶務に関すること。			○	
	(2) 社会教育委員調査研究に関すること。			○	
3	成人式に関する事項				
	(1) 該当者調査と式典への案内状発送等準備に関すること。			○	
4	公民館及び地域集会所の運営管理並びに市民センターの施設の管理に関する事項				
	(1) 公民館及び地域集会所の使			○	

## 議題：第10号

用許可に関すること。				
(2) 公民館運営審議会の庶務に関すること。			○	
(3) 市民センターの施設の管理に関すること。			○	
5 社会教育指導員に関する事項				
(1) 社会教育指導員の服務研修に関すること。			○	
6 社会教育団体に関する事項				
(1) 社会教育団体の育成に関すること。			○	
7 社会教育各種学級に関する事項				
(1) 各種学級の育成に関すること。			○	
8 その他公民館活動に関する事項				
(1) 公民館講座の開設運営に関すること。			○	
(2) 民間ユネスコ活動の助言協力に関すること。			○	
9 総合市民会館に関する事項				
(3) 総合市民会館の管理に関すること。			○	
10 文化、芸術の振興に関する事項				
(1) 文化、芸術団体との連携育成に関すること。			○	
11 御岳文芸座の運営管理に関する事項				
(2) 御岳文芸座の使用許可に関すること。			○	

項目	決定区分			備考
	部長	室長	課長	
1 文化財保護に関する事項				
(1) 指定文化財保持者への指導に関すること。			○	

## 議題：第10号

(2) 指定文化財の調査に関する こと。			○	
(3) 指定区域内における現状変 更等に関すること。			○	
(4) 文化財調査審議会の庶務に 関すること。			○	
2 藤村記念館の運営管理に関す る事項				
(1) 資料の収集、保存に関する こと。			○	
(2) 運営協議会の庶務に関する こと。			○	
3 武田氏館跡歴史館の運営管理 に関する事項				
(1) 資料の調査、収集、保存、 展示等に関すること。			○	
(2) 施設のガイド活動に関する こと			○	

### 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

# 議題：第11号

## 甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について

### 1 改正理由

国においては、令和4年1月から国家公務員及び非常勤職員に対して、有給の特別休暇として「不妊治療休暇」を設置したところである。

本市教育委員会においても、当該休暇を設置するにあたり、甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例の改正を行ったところであるが、当該休暇の取得要件等については、規則において必要な規定を設ける必要があるため、所要の改正を行う。

### 2 改正概要

#### 【不妊治療休暇（第19条の2）】

- (1) 職員が不妊治療休暇を取得することが認められる場合について規定する（第1項）。
- (2) 規則で定める不妊治療について規定する（第2項）。
- (3) 不妊治療休暇の期間について規定する（第3項）。
- (4) 不妊治療休暇を取得するための単位について規定する（第4項）。
- (5) 1時間を単位として取得した不妊治療休暇を日に換算する場合について規定する（第5項）。

### 3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

### 4 新旧対照表

別紙

### 5 教育委員会への議題時期

令和4年3月28日臨時教育委員会

# 議題:第 11 号

甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則（平成 7 年教育委員会規則第 7 号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p data-bbox="327 360 887 389">○甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則</p> <p data-bbox="869 416 1106 443">平成 7 年 3 月 3 1 日</p> <p data-bbox="920 467 1106 496">教委規則第 7 号</p> <p data-bbox="241 520 568 549">第 1 条から第 1 9 条（略）</p> <p data-bbox="277 572 472 601"><u>（不妊治療休暇）</u></p> <p data-bbox="241 625 1106 700"><u>第 1 9 条の 2 不妊治療休暇は、職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるときにおける休暇とする。</u></p> <p data-bbox="241 724 1106 799"><u>2 条例別表第 1 の 9 の項の教育委員会規則で定める不妊治療は、体外受精及び顕微授精とする。</u></p> <p data-bbox="241 823 931 852"><u>3 不妊治療休暇の期間は、一の年における期間とする。</u></p> <p data-bbox="241 876 1106 999"><u>4 不妊治療休暇は、1 日又は 1 時間を単位とする。ただし、当該休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に 1 時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。</u></p> <p data-bbox="241 1023 1106 1098"><u>5 1 時間を単位として使用した不妊治療休暇を日に換算する場合には、第 1 1 条第 3 項の規定を準用する。</u></p> <p data-bbox="241 1121 600 1150">第 2 0 条から第 4 2 条（略）</p> <p data-bbox="322 1174 405 1203"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="271 1227 824 1256"><u>この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1223 360 1783 389">○甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則</p> <p data-bbox="1765 416 2002 443">平成 7 年 3 月 3 1 日</p> <p data-bbox="1816 467 2002 496">教委規則第 7 号</p> <p data-bbox="1137 520 1464 549">第 1 条から第 1 9 条（略）</p> <p data-bbox="1173 572 1256 601"><u>（新設）</u></p> <p data-bbox="1137 1121 1496 1150">第 2 0 条から第 4 2 条（略）</p>

## 議題：第11号

甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

甲府市教育委員会  
教育長 數野 保秋

甲府市教育委員会規則第 号

甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則（平成7年3月規則第7号）の一部を次のように改正する。

第19条の次に次の1条を加える。

（不妊治療休暇）

第19条の2 不妊治療休暇は、職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるときにおける休暇とする。

2 条例別表第1の9の項の教育委員会規則で定める不妊治療は、体外受精及び顕微授精とする。

3 不妊治療休暇の期間は、一の年における期間とする。

4 不妊治療休暇は、1日又は1時間を単位とする。ただし、当該休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

5 1時間を単位として使用した不妊治療休暇を日に換算する場合には、第11条

第3項の規定を準用する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。



# 議題：第12号

## 甲府市立甲府商科専門学校管理規則の一部改正について

### 1 改正理由

平成30年6月に、民法の定める成年年齢を18歳に引き下げること等を内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立し、令和4年4月1日から施行されることとなった。

成年年齢を18歳に引き下げるとは、18歳、19歳の学生等の自己決定権を尊重するものであり、親の同意を得なくても、様々な契約をすることができるようになり、親権に服することがなくなる結果、「保護者」の承諾なく自分の進学や就職などの進路について、自分の意思で決めることができるようになる。

これにともない、甲府商科専門学校においても甲府商科専門学校管理規則で定める「保護者」にかかわる規定について、成年者には適用されないことから所要の改定を行う。

### 2 改正内容

新旧対照表（別紙）

### 3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

### 4 教育委員会への議題時期

令和4年3月28日臨時教育委員会

## 議題:第 12 号

甲府市立甲府商科専門学校管理規則〔対照表〕（案）

改正後（案）	現 行
<p>○甲府市立甲府商科専門学校管理規則</p> <p style="text-align: right;">平成3年1月14日 教委規則第1号</p> <p>（学校評価）</p> <p>第2条の3 学校は、前条の教育目標を実現するために、教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>2 学校は、前項の評価を行うに当たっては、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。</p> <p>3 学校は、第1項の規定による評価の結果を踏まえた_____学校の関係者（学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする</p> <p>4 学校は、第1項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行った場合はその結果を、甲府市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告するものとする。</p>	<p>○甲府市立甲府商科専門学校管理規則</p> <p style="text-align: right;">平成3年1月14日 教委規則第1号</p> <p>（学校評価）</p> <p>第2条の3 学校は、前条の教育目標を実現するために、教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>2 学校は、前項の評価を行うに当たっては、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。</p> <p>3 学校は、第1項の規定による評価の結果を踏まえた<b>学生の保護者その他の</b>学校の関係者（学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする</p> <p>4 学校は、第1項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行った場合はその結果を、甲府市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告するものとする。</p>

## 議題：第12号

甲府市立甲府商科専門学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月 日

甲府市教育委員会  
教育長 數野保秋

甲府市教育委員会規則第 号

甲府市立甲府商科専門学校管理規則の一部を改正する規則

甲府市立甲府商科専門学校管理規則（平成3年1月教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第3項中「学生の保護者その他の」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

# 議題：第13号

## 甲府市立甲府商科専門学校学則の一部改正について

### 1 改正理由

平成30年6月に、民法の定める成年年齢を18歳に引き下げること等を内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立し、令和4年4月1日から施行されることとなった。

成年年齢を18歳に引き下げるとは、18歳、19歳の学生等の自己決定権を尊重するものであり、親の同意を得なくても、様々な契約をすることができるようになり、親権に服することがなくなる結果、「保護者」の承諾なく自分の進学や就職などの進路について、自分の意思で決めることができるようになる。

これにともない、甲府商科専門学校においても学則で定める「保護者」にかかわる規定について、成年者には適用されないことから所要の改定を行う。

### 2 改正内容

新旧対照表（別紙）

### 3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

### 4 教育委員会への議題時期

令和4年3月28日臨時教育委員会

## 議題：第13号

### 甲府市立甲府商科専門学校学則〔対照表〕（案）

改正後（案）	現 行
<p>○甲府市立甲府商科専門学校学則</p> <p style="text-align: right;">平成3年1月14日 教委規則第2号</p> <p>（保証人等）</p> <p>第15条 前条第1項の誓約書には、_____保証人が<b>署名</b>しなければならない</p> <p>2 保証人は、成年者で山梨県内において独立の生計を営む者でなければならない。ただし、校長がやむを得ないと認める場合は、山梨県内に居住していない者を保証人とすることができる。</p> <p>3 校長は、前項の保証人が適当でないと認められる場合は、これを変更させることができる。</p> <p>4 _____保証人が死亡その他の理由によりその資格を失ったときは、新たに_____保証人を定め、その変更を届け出なければならない。</p> <p>5 _____保証人が住所及び氏名を変更したときもその旨を届け出なければならない</p>	<p>○甲府市立甲府商科専門学校学則</p> <p style="text-align: right;">平成3年1月14日 教委規則第2号</p> <p>（保証人等）</p> <p>第15条 前条第1項の誓約書には、<b>保護者及び</b>保証人が<b>連署</b>しなければならない</p> <p>2 保証人は、成年者で山梨県内において独立の生計を営む者でなければならない。ただし、校長がやむを得ないと認める場合は、山梨県内に居住していない者を保証人とすることができる。</p> <p>3 校長は、前項の保証人が適当でないと認められる場合は、これを変更させることができる。</p> <p>4 <b>保護者又は</b>保証人が死亡その他の理由によりその資格を失ったときは、新たに<b>保護者又は</b>保証人を定め、その変更を届け出なければならない。</p> <p>5 <b>保護者又は</b>保証人が住所及び氏名を変更したときもその旨を届け出なければならない。</p>

## 議題：第13号

(退学、留学、休学)

第16条 学生が、退学、留学又は休学しようとするときは、その理由及び期日を明記し、\_\_\_\_\_保証人**署名**の上、校長に申請しその許可を受けなければならない。

(退学、留学、休学)

第16条 学生が、退学、留学又は休学しようとするときは、その理由及び期日を明記し、**保護者及び**保証人**連署**の上、校長に申請しその許可を受けなければならない。

## 議題：第13号

甲府市立甲府商科専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月 日

甲府市教育委員会

教育長 數 野 保 秋

甲府市教育委員会規則第 号

甲府市立甲府商科専門学校学則の一部を改正する規則

甲府市立甲府商科専門学校学則（平成3年1月教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「保護者及び」を削り、「連署」を「署名」に改める。

同条第4項及び第5項中「保護者又は」を削る。

第16条中「保護者及び」を削り、「連署」を「署名」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

# 議題：第14号

## 甲府市社会教育委員の会議規則の一部改正について

### 1 改正理由

甲府市社会教育委員の会議は、定例会を年4回、また必要がある場合においては臨時会を招集されるものとしている。

会議については、年度の状況に応じて弾力的に招集することができるよう、定例会の招集回数については2回とし、それ以外については必要に応じて臨時会を招集することとする。

### 2 概要

「甲府市社会教育委員の会議規則」第5条2項の定例会の開催回数を、年4回から年2回に改正する。

### 3 施行期日

令和4年4月1日

### 4 新旧対照表

別紙

### 5 提案時期

令和4年3月28日臨時教育委員会



# 議題：第14号

甲府市社会教育委員の会議規則（平成22年教育委員会規則第11号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p data-bbox="327 421 745 448">○甲府市社会教育委員の会議規則</p> <p data-bbox="840 475 1102 502">平成22年6月23日</p> <p data-bbox="891 528 1102 555">教委規則第11号</p> <p data-bbox="282 635 517 662">（定例会及び臨時会）</p> <p data-bbox="241 687 757 715">第5条 会議は、定例会及び臨時会とする。</p> <p data-bbox="241 740 837 767">2 定例会は、<b>年2回</b>これを招集するものとする。</p> <p data-bbox="241 793 1077 820">3 臨時会は、必要がある場合において、これを招集するものとする。</p> <p data-bbox="320 900 349 927">略</p> <p data-bbox="320 1007 400 1034">附 則</p> <p data-bbox="271 1059 813 1086"><b>この規則は、令和4年4月1日から施行する。</b></p>	<p data-bbox="1220 421 1639 448">○甲府市社会教育委員の会議規則</p> <p data-bbox="1740 475 2002 502">平成22年6月23日</p> <p data-bbox="1789 528 2002 555">教委規則第11号</p> <p data-bbox="1180 635 1415 662">（定例会及び臨時会）</p> <p data-bbox="1140 687 1655 715">第5条 会議は、定例会及び臨時会とする。</p> <p data-bbox="1140 740 1736 767">2 定例会は、<b>年4回</b>これを招集するものとする。</p> <p data-bbox="1140 793 1975 820">3 臨時会は、必要がある場合において、これを招集するものとする。</p> <p data-bbox="1218 900 1247 927">略</p> <p data-bbox="1218 1007 1299 1034">附 則</p>

## 議題：第14号

甲府市社会教育委員の会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月 日

甲府市教育委員会

教育長 數野 保秋

甲府市教育委員会規則第 号

甲府市社会教育委員の会議規則の一部を改正する規則

甲府市社会教育委員の会議規則（平成22年6月教委規則第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「年4回」を「年2回」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 議題：第15号

### 甲府市指定文化財の指定について

#### 提案理由

次に掲げる文化財は、本市の文化史上貴重であり、かつ学術的価値の特に高いものであり、甲府市にとって貴重なものと認められるので、甲府市文化財保護条例（昭和38年制定、平成17年改正甲府市条例第45号）第4条第1項の規定により、甲府市指定有形文化財とすることとしたい。

#### 甲府市指定文化財の指定

甲府市指定文化財 1件

- ・穴切大神社の鰻絵絵馬群 4面

## 有形文化財

種別	時代	名称	構造・形式等	員数	所有者	備考
有形民俗文化財	江戸時代から明治時代	穴切大神社の鍍絵絵馬群	<p>絵馬 1 形式：鍍絵（890×1,355mm） 奉納年：文化9年（1812） 奉納者：田中仁兵衛 制作者：土屋博福 題材：鷹</p> <p>絵馬 2 形式：鍍絵（815×1,000mm） 奉納年：天保9年（1839） 奉納者：田中仁兵衛 制作者：博福 題材：加藤清正の虎退治</p> <p>絵馬 3 形式：鍍絵（840×1,145mm） 奉納年：嘉永2年（1849） 奉納者：倉鹿野氏、中田氏、槇村氏、倉鹿野氏 制作者：不明 題材：禹王による治水教授</p> <p>絵馬 4 形式：鍍絵（870×1,455mm） 奉納年：明治時代中期以前 奉納者：相生町尾澤親精 制作者：中村半兵衛、中村栄兵衛 題材：甲府盆地開闢（湖水伝説）</p> <p>甲府の左官職人による非常に高い技術で制作された絵馬で、学術的にも価値が高い。</p>	4面	甲府市 宝二丁目 8番5号  宗教法人 穴切大神社	



